**平成２９年（フ）第７９号**
福岡県遠賀郡遠賀町大字浅木77番地の１
破産者　北原　　努
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第２５号**
佐賀県鹿島市大字高津原3906番地２
破産者　田中　智恵
１　決定年月日　平成29年９月27日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

**平成２９年（フ）第４１６号**
札幌市北区百合が原７丁目１番16号　パルクドコート弐番館104号、住民票上の住所北海道石狩市樽川７条１丁目81番地
破産者　高嶋　洋治
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２１９号**
神奈川県川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番８－704号、開始決定時の住所神奈川県横須賀市大矢部５丁目18番13号
破産者　山田よしえ
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２９年（フ）第１４９号**
相模原市中央区淵野辺本町５丁目34番１号
破産者　阿部美智子
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第２７７号**
名古屋市天白区平針２丁目1610番地　アサノハイツ405号、開始決定時の住所名古屋市天白区高島１丁目607番地
破産者　明野　宗弘
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３４７号**
名古屋市中川区前並町10番地　ＳＯＡＲ501号
破産者　上桐原　忠
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第３８５号**
名古屋市南区赤坪町236番地の７
破産者　お好み焼きと串もみじ本店こと　遠藤　満
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２９年（フ）第５７３号**
名古屋市港区魁町２丁目１番地の１、従前の住所名古屋市熱田区八番２丁目18番23号
破産者　大下　淑人
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第１８８３号**
大阪市浪速区湊町２丁目１番34－1107号
破産者　中谷　雅之
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第３３７９号**
大阪市住吉区苅田９丁目14番７－801号
破産者　ＧＲＥＥＤこと　出口　ひか
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５３７６号**
大阪市西区江戸堀１丁目15番13号、事業所所在地大阪市北区池田町３番１号　ぷららてんま１階
破産者　長谷川鮮魚店こと　長谷川幸治
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第６３８号**
神戸市灘区岩屋北町２丁目４番10号　岩北ハイツ403、従前の住所神戸市灘区赤松町２丁目３番12－406号
破産者　下村　武士
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第９１号**
神戸市兵庫区菊水町10丁目39番地の23　夢野団地４－603号
破産者　北宣社こと　北村　憲一
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第１４６号**
岡山県瀬戸内市牛窓町千手342番地、破産手続開始決定時の住所岡山市南区福浜町４番６号
破産者　櫻田　泰生
１　決定年月日　平成29年９月28日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係